

## お知らせ

### 【空調設備使用料免除について】

令和元年度7月より始まった、茨城県が徴収することとなる空調設備使用料には免除制度があります。これは、授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度とは異なりますので、別途手続きが必要になります。

免除される基準は以下の通りです。

- ①生活保護法の規定による保護を受ける世帯であること。
- ②災害、傷病、失業、生業不振その他の理由により、著しく生活困難となったと認められるとき。なお、「著しく生活困難であることの判定」は、下記PDFリンクに定める収入基準額による。
- ③その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき。

\* 生活困難とは認めがたいが、生徒の兄弟等が同一校もしくは他の公私立高校または大学等に在学し、学資の支出に困難を生ずると認められるとき。この場合、学業成績が同学年のおおむね上位に属し(全評定値が3.5以上)、品行その他において模範であると認められる生徒であること。



(別紙1) 令和8年度収入基準額.pdf



(別紙2) 令和8年度学資控除額.pdf

不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

## お知らせ

### 【令和8年度団体費および年次諸経費の納入について(2024/03/05)】

日頃より本校の教育活動につきまして御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和8年度分、団体費及び諸経費並びに授業料につきましては、下記のとおり御指定の預金口座から振り替えられます。

つきましては、振替日の前日までに預金額を御確認下さいますようお願いいたします。



## 6.令和8年度の振替日・振替額一覧 .pdf

令和7年度就学支援金申請(2025/07/07)

【令和7年度 就学支援金申請等】

令和7年度就学支援金認定関係についての書類を、7月7日付で生徒の皆さんに配付いたします。必ず内容の確認をお願いいたします。

原則全員オンライン申請となっております。手続きについては7月1日以降、システム入力が可能です。

もし1日当日に入力がうまく行かない場合は2日以降に再度システムにログインしてみてください。

今年度については所得制限の方につきましても国から保障される「高校生等臨時支援金」が導入されていますので

全員申請していただくようお願いいたします。

令和7年7月18日(金) 〆切



01. 高等学校等就学支援金・臨時支援金の申請(届出)について.pdf



02.新規申請マニュアル.pdf



03.継続申請マニュアル.pdf

奨学のための給付金制度について(2025/07/04)

【奨学のための給付金制度について】

### 1 支給要件

就学支援金及び学び直し支援金の対象者のうち、令和7年7月1日(基準日)現在、次の全ての要件に該当する世帯が対象です。

(1)高校生等が認定基準日（7月1日）に在学していること。

(2)保護者が茨城県内に在住していること（高校生等が成人している場合は、本人が県内に在住していること）。

※保護者が県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

(3)生活保護受給世帯又は保護者等（父・母である場合は双方）の道府県民税所得割と市町村民税所得割の両方が非課税であること。

なお、以下に該当する場合には、支給の対象外となります。

(1)高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合。

(2)高校生等が認定基準日において休学している場合。ただし、当該年度の12月1日までに復学した場合には対象とする。

## 2 給付額（生徒等一人につき年額）

※申請にあたっては、下記PDFを御確認ください。



01.奨学のための給付金制度のご案内(通常給付リーフレット).pdf



02.R7 奨学給付金確認シート.pdf

## 3 申請手続

令和7年7月7日から受付を開始します。

提出期限は、令和7年7月15日（火）までとなっていますので御注意願います。

また、同時期に就学支援金の手続きもあります。

その際に前年度の対象の方については書類を同封させていただきます。

今年度の定額減税につきましても定額減税適用後、非課税になる可能性がある方にも

書類を同封させていただきます。

その他、対象になる方については書類を事務室まで取りに来るか、

下記のPDFよりダウンロードして申請願います。



03.奨学給付金受給申請書・記入例（通常）.pdf



扶養誓約書.pdf



口座振替依頼書.pdf

提出期限

学校が指定する期日

卒業証明書等の発行申請について

【卒業証明書等の発行申請について】

卒業証明書等の発行を希望する卒業生等は、[こちらのページ](#)をご覧ください。

【奨学のための給付金制度について(2次申請)】

## 1 支給要件

就学支援金及び学び直し支援金の対象者のうち、令和6年7月1日(基準日)現在、次の全ての要件に該当する世帯が対象です。

(1)高校生等が認定基準日(7月1日)に在学していること。

(2)保護者が茨城県内に在住していること(高校生等が成人している場合は、本人が県内に在住していること)。

※保護者が県外に在住の場合には、在住している都道府県へ申請することとなります。

(3)生活保護受給世帯又は保護者等(父・母である場合は双方)の道府県民税所得割と市町村民税所得割の両方が非課税であること。

なお、以下に該当する場合には、支給の対象外となります。

(1)高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合。

(2)高校生等が認定基準日において休学している場合。ただし、当該年度の12月1日までに復学した場合には対象とする。

## 2 給付額(生徒等一人につき年額)

※申請にあたっては、下記PDFを御確認ください。



制度周知用給付金リーフレット.pdf



対象者及び支給金額等確認シート.pdf

### 3 申請手続

2次の申請になります。令和6年9月9日(月)から受付を開始します。

提出期限は令和6年9月30日(月)までとなっていますので御注意願います。

1次の申請にて支給が完了している方は対象外となります。

就学支援金の結果により対象の方については申請書類をお渡しさせていただきます。

その他、対象になる方については書類を事務室まで取りに来るか、

下記の PDF よりダウンロードして申請願います。

[茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書」記入上の注意.pdf](#)

[奨学給付金受給申請書.pdf](#)

[奨学給付金受給申請書・記入例\(通常\).pdf](#)

[扶養誓約書.pdf](#)

[口座振替依頼書.pdf](#)

提出期限

学校が指定する期日

【2・3年次】就学支援金の申請画面について補足(2024/07/01)

【2・3年次 就学支援金の申請画面について補足】

就学支援金の申請が終わると下記のような履歴が確認できます。



認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

| 項番 | 申請日         | 申請名        | 審査状況      | 詳細 |
|----|-------------|------------|-----------|----|
|    | 2023年06月23日 | 申請意向登録     | 登録済(意向あり) |    |
|    | 2023年06月23日 | 受給資格認定申請   | 審査完了      | 表示 |
|    | 2023年07月03日 | 保護者等情報変更届出 | 審査完了      | 表示 |
|    | 2024年07月01日 | 収入状況届出     | 審査完了      | 表示 |
|    | 2024年07月01日 | 保護者等情報変更届出 | 審査中       | 表示 |

表示ボタンを押下するとさらに下記のような表示が出ます。

審査結果



審査結果情報

| 審査結果について |             |
|----------|-------------|
| 受付番号     | 1-12345678  |
| 申請日      | 2024年07月01日 |
| 認定番号     |             |
| 審査完了日    |             |
| 審査状況     | 審査完了        |
| 認定結果     | 不受理         |
| 審査コメント   |             |

認定結果に「不受理」と表示されていますが、こちらは茨城県の操作誤りによるものですので、その後「保護者等情報変更届出」によって申請が完了していれば、問題はありません。

## 空調設備使用料免除について（2024/06/01）

### 【空調設備使用料免除について】

令和元年度7月より始まった、茨城県が徴収することとなる空調設備使用料には免除制度があります。これは、授業料に充てるための高等学校等就学支援金制度とは異なりますので、別途手続きが必要になります。

免除される基準は以下の通りです。

- ①生活保護法の規定による保護を受ける世帯であること。
- ②災害、傷病、失業、生業不振その他の理由により、著しく生活困難となったと認められるとき。なお、「著しく生活困難であることの判定」は、下記PDFリンクに定める収入基準額による。
- ③その他、教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき。

\* 生活困難とは認めがたいが、生徒の兄弟等が同一校もしくは他の公私立高校または大学等に在学し、学資の支出に困難を生ずると認められるとき。この場合、学業成績が同学年のおおむね上位に属し（全評定値が3.5以上）、品行その他において模範であると認められる生徒であること。



（別紙1）令和8年度収入基準額.pdf



（別紙2）令和8年度学資控除額.pdf

不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

## 令和6年度団体費および年次諸経費の納入について(2024/03/14)

日頃より本校の教育活動につきまして御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和6年度分、団体費及び諸経費並びに授業料につきましては、下記のとおり御指定の預金口座から振り替えられます。

つきましては、振替日の前日までに預金額を御確認下さいますようお願いいたします。





令和6年度の振替日・振替額一覧.pdf